駒ヶ根市環境保全条例(平成８年３月21日条例第５号)
最終改正:平成27年12月17日条例第35号
改正内容:平成27年12月17日条例第35号
〇駒ヶ根市環境保全条例
平成８年３月21日条例第５号
改正
平成10年６月23日条例第15号
平成27年12月17日条例第35号
駒ヶ根市環境保全条例

目次
第１章　総則（第１条―第15条）
第２章　環境基本計画（第16条）
第３章　自然保護地区（第17条・第18条）
第４章　環境基準（第19条・第20条）
第５章　公害防止（第20条の２―第31条）
第６章　雑則（第32条・第33条）
附則

第１章　総則
（趣旨）
第１条　この条例は、環境基本法（平成５年法律第91号）及び駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例（平成７年条例第１号）の規定に基づき、環境の保全について基本理念を定め、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　市民　市民及び駒ヶ根市の区域に滞在する者をいう。
（２）　環境の負荷　人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。
（４）　地下水　地表面より下に存在する水（温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第３条第１項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。
（環境保全の基本理念）
第３条　環境の保全は、自然の恵みの消費や自然との共生に配慮した自然にやさしいまちづくりを基本に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を構築し、これを未来に継承していくことを目的として行われなければならない。
２　環境の保全は、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減するために、すべての者がそれぞれの役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。
３　地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地球上の一自治体として、またそれを構成するすべての市民があらゆる能力を生かし推進されなければならない。
４　自然環境及び水資源の保全は、住民の平穏で安心な生活環境を支えるだけでなく、市の産業を支える重要な資源として、市の発展及び産業振興等に寄与し、農産物等の産業製品の価値などとも密接に関わることから、これら産業製品及び地下水等資源の品質に対する社会的評価の維持及び増進並びに水道水源及び天竜川水系の水質保全に寄与するために、全ての者がそれぞれの責務を果たすとともに、役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。
（市長の責務）
第４条　市長は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施しなければならない。
（市民の責務）
第５条　市民は、環境を保全し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
（事業者の責務）
第６条　事業者は、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより、環境への負荷とならないように努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、最大限必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
（燃焼不適物等の燃焼の禁止）
第７条　何人も、燃焼に伴い、著しいばい煙、悪臭及び有害ガス等を発するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

（投棄等の禁止）
第８条　何人も、空き缶、たばこの吸い殻等をみだりに捨て、廃棄物を放置する等美観を損ね、又は不衛生的な行為をしてはならない。
（埋め立て及び焼却の抑制）
第９条　何人も、廃棄物の処理に当たっては、埋め立て及び焼却処分を最小限とし、循環型社会の構築に努めなければならない。
（水質の汚濁防止）
第10条　何人も、河川浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。
（地下水の保全）
第10条の２　何人も、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全及びかん養並びに適正な利活用に努めなければならない。
（土壌等の汚染防止）
第11条　何人も、土壌汚染及び水質汚濁を防止するため、汚染等の原因となる物質を埋め立て、又は投棄してはならない。
２　何人も、農薬等の使用に当たっては、環境保全を配慮し、最小限にとどめるよう努めるものとする。
（大気の汚染防止）
第12条　何人も、大気汚染防止のため、汚染原因となるフロンガス等の物質を含むものを使用し、又は汚染原因となる物質を大気中に放出しないよう努めなければならない。
（森林の保全と緑化）
第13条　何人も、水資源を確保し、かつ大気の浄化作用を高めるため、森林の保全と緑化に努めなければならない。
（自然の保護）
第14条　何人も、開発に当たっては、動植物の生態系を保護し、自然のもつ浄化循環作用を阻害しないよう努めなければならない。
（環境保全の意識の高揚）
第15条　何人も、あらゆる場を通じて、環境保全について意識の高揚に努めなければならない。
第２章　環境基本計画
（環境基本計画の策定）
第16条　市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を策定しなければならない。
２　市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。
第３章　自然保護地区
（自然保護地区の指定）
第17条　市長は、自然環境を保護するために必要な地区を自然保護地区として指定することができる。
２　市長は、前項に規定する自然保護地区を指定するときは、当該地区住民や利害関係者の同意を得るとともに、自然保護のための施策を講じなければならない。
３　市長は、第１項に規定する自然保護地区を指定したとき及びその指定を変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。
（行為の制限等）
第18条　自然保護地区の利害関係者は、当該保護地区の形状の変更や権利の移転等を行うときは、事前に市長と協議するものとする。
２　何人も、自然保護地区が大切に保全されるよう協力しなければならない。
第４章　環境基準
（環境基準）
第19条　市長は、公害を防止するため、駒ヶ根市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、水質等の環境基準（以下「環境基準」という。）を規則で定めることができる。
（環境基準の遵守）
第20条　水質汚濁等の原因となるものを発生又は排出する者は、環境基準を遵守するよう努めるものとする。
第５章　公害防止
（事前協議対象事業に関する事前協議）
第20条の２　事業者は、良好な生活環境を保全するため、市内において別表に定める事業活動（施設設置のために必要な工事を含む。以下「事前協議対象事業」という。）を行おうとするときは、事前に規則で定める図書を添付した協議書（以下「事前協議書」という。）を提出し、市長と協議するものとする。
２　事業者は、前項の規定による事前協議書を提出するときは、市民及び近隣の事業者に対し、当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を取らなければならない。
３　市長は、第１項の規定による事前協議書を受理したときは、審議会に諮り、次に掲げる事項を勘案して当該事業実施の同意又は不同意を決定し、事業者に対し速やかに通知するものとする。この場合において、当該同意には条件を付すことができる。
（１）　市民の健康及び生活環境上の支障を来すおそれがないこと。
（２）　水道水源及び農業用水並びに地下水などの水資源における水質の確保を阻害するおそれがないこと。
（３）　地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。

（４）　自然環境保全及び生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。
（５）　農産物等産業製品及び地下水等水資源の品質に対する社会的評価を低下させるおそれがないこと。
（６）　市民及び近隣の事業者との協議を経ていること。
（７）　環境基準に適合しないおそれがないこと。
（８）　その他市長が必要と認める事項
４　事業者は、事前協議の結果を尊重するものとする。
５　事業者は、第１項に規定する事前協議において、第３項の規定に基づく同意を受けるまでは、事前協議対象事業に着手しないものとする。
６　前各項の規定は、事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。
（事業の意見陳述等）
第20条の３　前条の規定に基づき事前協議書を提出した事業者は、市長に関係資料を提出し、意見を述べることができる。
２　市長は、事前協議書を提出した事業者に対し、関係資料の提出及び意見を求めることができる。
（事前協議書の公開）
第20条の４　市長は、第20条の２の規定に基づく事前協議書を受理したときは、その事前協議書を同条第３項に基づく通知をするまでの間、縦覧に供しなければならない。
２　市民は、事前協議書が公開された後、市長に対し関係資料を提出し、意見を述べることができる。
３　事業者は、前項に規定する市民の意見に関する市長からの照会に応じるものとする。
（事業完了の届出）
第20条の５　第20条の２第３項の規定により同意を受けた事業者（以下「同意を受けた事業者」という。）は当該事業に係る施設の整備が完了した場合は、速やかに市長に届け出るものとする。
（事業の承継）
第20条の６　同意を受けた事業者から、施設を譲り受け又は借り受けた者及び相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該同意を受けた事業者の地位を承継する。
２　前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に市長に届け出るものとする。
（改善指導及び助言）
第20条の７　市長は、第20条の５に規定する事業完了の届出がされた施設が規則に定める環境基準に適合しない場合又は第20条の２第３項に規定する事項に適合しない場合は、当該事業者に対し、相当な改善策の実施を求めるものとする。
２　市長は、事前協議対象事業について、規則に定める環境基準又は第20条の２第３項に規定する事項に適合するよう、必要な指導又は助言を行うことができる。
（近隣での事前協議対象事業に関する事前協議）
第20条の８　第20条の２から前条（第20条の２第５項の規定を除く。）までの規定は、近隣市町村の区域内で実施する事前協議対象事業で、市の区域内において環境保全上の支障を来すおそれがあると認めたものに準用する。この場合において、第20条の２第１項中「市内」とあるのは、「近隣市町村の区域内」と読み替えるものとする。
（事業の届出等）
第21条　他の法令等の規定により、公害の防止等について県に届出の義務を有する事業を除き規則で定める事業を行おうとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書類により、市長に届け出て公害防止施設について確認を受けた後でなければ当該施設についての工事に着手してはならない。当該届け出た事項を変更しようとするときもまた同様とする。
（１）　事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
（２）　事業の種類及び規模
（３）　公害防止施設の構造又は処理の方法
（４）　その他市長が必要と認める事項
２　市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。
（実施の制限）
第22条　前条の規定による確認を受けた者が、当該確認事項について工事を完了したときは、市長に届け出て検査を受け使用の承認を受けた後でなければ事業を開始してはならない。
２　前項の検査は、当該届出を受理した日から起算して７日以内に行わなければならない。
（勧告）
第23条　市長は、前条の検査の結果、当該事業活動により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について必要な措置を行うよう勧告することができる。

２　前条の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。
第24条　市長は、事業活動により公害が発生したときは、当該事業者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告するものとする。
２　前項の勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。
第24条の２　市長は、第26条の規定により協定等を締結した場合において、当該事業者が当該協定等に違反した

ときは、当該事業者に対し当該協定等の遵守のために必要な措置を速やかに行うよう勧告するものとする。
２　前条第２項の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。
（命令）
第25条　市長は、第24条の規定により勧告を受けた者が定められた期限内に、当該勧告に基づく措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令するものとする。
２　前項の命令を受けた者が、当該命令に基づく措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。
３　市長は、第１項の規定により措置の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
（協定等）
第26条　市長は、事業者がその事業活動に伴って公害が発生するおそれがあると認められるとき又は環境保全上必要があると認められるときは、その防止又は保全等に係る協定等を締結するように努めなければならない。
（苦情の処理等）
第27条　市長は、公害に関する苦情又は紛争が生じたときは、その苦情又は紛争について適正に解決するよう努めなければならない。
２　市長は、苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
（報告の聴取及び立入検査）
第28条　市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対して報告を求め、又は職員をして事業所その他の場所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、必要なときは関係者に提示しなければならない。
（助成）
第29条　市長は、公害を防止し、環境を保全するための施設の整備、改善等に要する資金をあっせんする等必要な助成に努めるものとする。
（罰則）
第30条　第25条第１項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
２　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金に処する。
（１）　第21条第１項の規定に違反した者
（２）　第22条第１項（第23条第２項の規定により準用した場合を含む。以下同じ。）の規定に違反した者又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者
（３）　第23条第１項に規定する勧告に従わなかった者
（４）　第24条第１項に規定する勧告に従わなかった者又は同条第２項に規定する検査を拒み、若しくは妨げた者
（５）　第25条第２項の規定による検査を拒み、又は妨げた者
（６）　第28条第１項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、若しくは妨げた者
（両罰規定）
第31条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰則を適用する。
第６章　雑則
（専門委員）
第32条　市長は、自然にやさしいまちづくりに関する専門的事項について調査研究するため、まちづくり推進委員を置くことができる。
（委任）
第33条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附則
（施行期日）
１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。
（駒ヶ根市公害防止条例の廃止）
２　駒ヶ根市公害防止条例（昭和46年条例第16号）は、廃止する。
（経過措置）
３　この条例の施行の際、現に廃止前の駒ヶ根市公害防止条例の規定によりされた届出は、この条例の規定によりされた届出とみなす。
附則（平成10年条例第15号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成27年12月17日条例第35号）
この条例は、公布の日から施行する。